

重要事項説明

設置者

社会福祉法人こうほうえん理事長 廣江 晃

所在地

法人本部 鳥取県境港市誠道町2083番地

東京事業本部 東京都新宿区高田馬場四丁目3番7号 KSビル

連絡先 03-3365-1331

施設の概要

名称 キッズタウン下落合保育園

開設 平成29年4月

所在地 新宿区下落合一丁目9番10号

建物構造 鉄骨造4階建（1階2階部分）

面積 1230.18㎡（保育所部分）

連絡先 03-3365-1332

FAX 03-3365-1334

緊急連絡先 080-8247-5481（土）夜や日祝日連絡用（保育園携帯）

事業の目的

- （1）キッズタウン下落合保育園（以下保育園という）は、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とします。
- （2）保育園は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、定員の範囲内において、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育します。
- （3）（2）のほか、地域福祉の充実を補完するため、育児相談事業、その他の事業を実施します。

保育園の理念

- （1）一人一人の発達と個性を大切にし、生きる根っこを育みます
- （2）子どもも保護者も職員も自己肯定感をもち、健やかに育ち合える保育園を目指します

提供する保育内容

- (1) 特定保育・教育（保育短時間・保育標準時間）
- (2) 延長保育
- (3) 一時保育（空き利用型）

開所日、休園日、時間及び提供する保育・教育時間

※ コドモンによる打刻のお願い

- ・登園の際、降園の際：自動扉入室後すぐに行ってください
- ・QRコードがない、忘れた際：事務所にお声がけください

- (1) 月曜日から土曜日
- (2) 基本開所時間 7時30分から18時30分
- (3) 提供する保育・教育時間

※0歳児は月齢により、朝夕の保育時間が異なります。

- ・57日から生後6ヶ月まで・・・8：30から17：00まで
- ・生後6ヶ月の翌日から・・・7：30から18：00まで
- ・満1歳の誕生日から・・・7：30から18：30まで

①保育標準時間

基本保育時間のうちで一日最長11時間までの範囲内において保育を必要とする時間

②保育短時間

基本保育時間うち9時00分から17時00分の時間内において、一日最長8時間までの範囲内で保育を必要とする時間

- (4) 認定時間以外の保育については、延長保育として保育園に申し込みが必要です。

(5) 延長保育について

- ① 保育時間・・・1時間延長 18：30から19：30

2時間延長 18：30から20：30

- ② 保 育 料・・・1時間延長 月額4000円 日額400円

2時間延長 月額6000円 日額600円

(生活保護世帯及び特別区民税非課税世帯は保育料免除になります)

- ③ 定 員・・・20名

- ④ 対 象・・・1歳児クラスより

- ⑤ 補 食・・・1時間延長の場合は夕食にさしさわりのない程度

2時間延長の場合は夕食

- ⑥ 申し込み・・・申し込みは年度毎で、開始希望月の前月の15日が申込期限です。園へお申し込みください。延長保育申込書、就労証明書、時間外勤務証明書をお渡しします。手続きの上、お

持ちください。

※ひと月あたり 10 日未満の利用の場合は、日額延長保育の対象となります。

前月 25 日までに利用日の予約が必要です（利用日の追加は当日 17 時までに園にご相談ください）

⑦ **緊急スポット**…定期的残業予定ではないが、突然残業となり、予定のお迎え時間に間に合わない場合の延長保育利用です。

- ・当日の延長利用定員に空きがある場合のみ利用可能（一日 3 人まで）。
- ・利用予約：毎月 1 日から先着順（日にち、時間をお知らせください）
- ・当日の受付：**17：00 まで（時間厳守）**に電話受付
- ・上記⑥の月額・日額延長保育の申し込みを受けていない場合、ひと月あたりの利用日数は 10 日未満です。0 歳児クラスは利用できません

⑧ 認定されている保育必要量の時間内（保育短時間は 17 時まで。保育標準時間は 18 時 30 分まで）にお迎えが間に合わなかった場合、基本保育料とは別に延長保育料 400 円／日（2 時間延長の場合は 600 円／日）が発生します（補食の提供はありません）。所定の時間までのお迎えをお願いします

（6）休園日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・12 月 29 日から 1 月 3 日まで（上記（2）に掲げる日を除く）

職員体制・利用定員

職 種	員 数	職 務 内 容
園 長	1 人	保育・教育の質の向上及び資質向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う
副 園 長	1 人	園長を補佐するとともに、保育・教育計画の立案や保育・教育内容などについて、他の保育士を統括する
保 育 士	21 人	保育・教育に従事し、計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などを行う
看 護 師	1 人	乳幼児の健康管理と当園の全般の衛生管理を行う
管理栄養士	1 人	乳幼児の発達段階に応じた離乳食、乳幼児食に係る献立を作成するとともに当園全般の食育を行う
調 理 員	3 人（委託）	献立に基づき調理業務及び食育に関する活動を行う

園 医	小児科 歯 科	当園の利用乳幼児の心身に健康管理を行うとともに定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う
-----	------------	---

※各クラス担当などの内容については、コドモンでの配信や、園内の掲示にてお知らせします。

利用定員 (名)

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定 数	15	20	24	24	24	24	131

けがなどの緊急時における対応・非常災害対策

(1) 緊急時対応

- ・ 保育、教育中にけがや体調に変化があった場合には保護者緊急連絡先へ連絡し、受診などの必要な措置を講じます。
また、保護者の方と連絡が取れない場合には、園児の安全を最優先させ、受診や救急要請など、然るべき対応をいたします。
- ・ 保育、教育活動中や登降園時での事故やけがに対して「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」に加入しています。

(2) 非常災害対策

- ・ 第一次避難場所 新宿区立落合第四小学校
- ・ 広域避難場所 おとめ山公園地域一帯
- ・ 水害避難場所 ヘルスケアタウン下落合4階
- ・ その他 **別紙1**「防災と危機管理について」のとおり
- ・ 各部屋、廊下にスプリンクラー完備
- ・ 地震、災害に備えて3日分の備蓄品を備えてあります。

虐待防止と秘密保持について

(1) 虐待防止

- ・ 子どもの心身の安全を守ることを最優先に考え、『新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク』の『虐待防止等部会』を構成する、子ども総合センターや各家庭支援センターなどと連携しながら、お子さんとご家庭を支援します。
- ・ 日常の変化、身なり、傷など状態に気を配ります。
- ・ どのような些細なことでもお話し下さい。担任、看護師、副園長、園長が対応します。

- ・ 不適切保育がないよう、法人として宣言を出しています（玄関に張り出しています）。尚、職員は定期的な研修を行っています。

（２）秘密保持

- ・ **別紙２**「社会福祉法人こうほうえん個人情報保護基本法方針」を基準にする。

保育内容に関する相談・ご意見など

- ① 相談・苦情受付者 当園副園長
- ② 相談・苦情解決責任者 当園園長
- ③ 総合施設長
- ④ 第三者委員（園内玄関正面にお名前と連絡先を張り出しています）

※下駄箱上にあるパンダポストに入れる事もできます。認定、保育料に関するごことは新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係へお問い合わせください。

保育料について

- ・ 保育料の支払方法については、新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係にてご確認ください。
- ・ 「延長保育料」は、利用月の翌月に徴収袋をお渡ししますので、園（事務室）に直接お支払いください。お支払い期限は徴収袋に記載いたします。

食物アレルギーにかかる除去食について

- ・ 除去食については必ず入園時とその後、毎年１回、医師が記載した「生活管理指導表」をご提出ください。また、状況に変化がありましたら、その都度「生活管理指導表」をご提出ください。**別紙３**「保育園における食物アレルギーの対応について」参照。

※園で離乳食を提供する際に初めて食す食品または除去する食品がある場合は、ご家庭で試していただき提供します。

※宗教により除去する食品がある場合は知らせください。

※給食の提供は、除去または代替食になります。

感染症の罹患及び薬の預かりについて

- ・ インフルエンザ、感染症胃腸炎など罹患した場合、**別紙４**「乳幼児に多い主な感染症」のとおり医師の記入による登園許可書が必要な疾患があります。予め、ご

確認をお願いします。（園医作成の場合は無料、それ以外で文書料がかかる場合は自己負担）

- ・当園では原則として、薬の預かりは行いません。ご家庭での与薬をお願いします。

※感染症以外の薬について、抗痙攣剤座薬やアドレナリン自己注射薬（エピペン）などの預かりについては別紙5「保育園での与薬について」のとおりとなります。

利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたり留意していただくこと

- ・当園利用に当たっては必要事項を記載した本書面及び入園のしおりにて、その内容を保護者の方と確認し、同意を得ます。
- ・退園、休園及び休園中の保育料に関しては、速やかに新宿区役所子ども家庭部保育課入園・認定係へご連絡いただき、必要な手続きを行ってください。併せて、当園へのご連絡をお願い致します。

※入園説明時に下記の書面にて同意頂いた旨、確認させて頂いております。

当園における保育・教育の利用にあたり、本書面に基づき
利用に係る重要項目の説明を行いました。

年 月 日

園名 キッズタウン下落合保育園

住所 新宿区下落合 1－9－10

説明者

当園における保育・教育の利用にあたり、重要事項を本書面
により説明を受け確認しました。上記内容に異議ありません。

年 月 日

利用者

防災と危機管理について

保育園では、命の大切さを伝えるとともに、火災・地震・不審者対応など、いざという時に、迅速に行動できるよう、毎月避難訓練を行い、対策を考えています。

保護者の皆様には、下記のようにご協力をお願いいたします。

1 避難対策

(1) 火災について

園内及び近隣家屋に火災が発生した場合には、職員の指示に従い、その状況に応じて避難し、緊急降園する場合があります。

(2) 地震について

①職員の指示に従って、安全な場所に身を寄せ、状況により緊急降園をします。

②普段から登降園経路の危険な場所や、地震発生の時、どこに避難すればよいかを確認しておきましょう。

(3) 水害について

①台風の発生に伴い水害が予測される場合は、自宅待機をしてください。保育園を休園する場合があります。正しい情報を確認しておきましょう。

警戒宣言が出されたら

☆警戒宣言は、内閣総理大臣によって発令され、テレビ・ラジオ・防災無線などで周知されます。正しい情報を確認して下さい。

①園にいる時に発令：保護者の方は自身の身の安全を確保しながら、できるだけ早くお迎えをお願いします。

②登降園の途中で発令：その場から帰宅し、自宅待機してください。

③園外保育の時に発令：即時に帰園し、保護者の迎えを待ちます。帰園困難な場合、園からの連絡を待ってください。

(4) 不審者対応

①園では、危機管理に万全を期しています。玄関には、不審者侵入を防ぐためオートロック錠がかかり、インターフォンを設置しています。送迎には、インターフォンを押してください。インターフォンを押してから、クラス名、園児名、続柄を名乗ってください。確認できましたら開錠します。確認ができ、開錠するまで、インターフォンの前でお待ちください。

※インターフォンは必ず保護者の方が押してください。

- ・防犯カメラを設置してあります。
- ・警備会社が入っています。
- ・不審者対応避難訓練を実施しています。
- ・不審者情報が入った際は、速やかに保護者に連絡します。
- ・学校110番と119番通報が設置されており、非常時はすぐに連絡が取れるようになっています。

2 避難場所

一次避難場所 新宿区立落合第四小学校

広域避難場所 おとめ山公園地域一帯

水害避難場所 ヘルスケアタウン下落合4階

①災害の状況に応じて、園外に避難することもあります。その場合は、保護者に連絡をします。

②電話連絡が不可能な場合もありますので、災害・水害を知った時はお迎えに来てください。

3 引き渡し方法

(1) 予め園に提出していただいている「家庭状況書」をもとに、引き渡します。

(2) 保護者または、保護者に代わる方が来てください。

(3) 原則として保育室で引き渡します。

災害発生時や保育室にいて危険と思われる場合は、第一次避難場所（落合第四小学校校庭）で引き渡します。

(4) 年に一回引き渡し訓練をおこないます。ご協力をお願いします。

☆お迎えの時は「災害時園児引き渡し確認票」に記入していただき、クラス担任または、職員にクラス名、園児名、引き取りに来た方の名前及び園児との関係を伝えてください。

(例)「〇〇組、□□の母の、△△です。□□を引き取りに来ました。」

4 その他

保育園にはAED（自動対外式除細動器）を設置しています。

社会福祉法人こうほうえん 個人情報保護基本方針

1. 基本方針

社会福祉法人こうほうえんは、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることをお約束いたします。

2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の利用について、以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。また、ご利用者の許可なく、その情報を第三者に提供いたしません。
 - ① 入学予定の学校からの照会に対する回答
 - ② 卒園児の確認に関する業務
 - ③ 利用者の同意を得た場合
 - ④ 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
 - ⑤ 法令により情報提供を要求された場合

3. 安全性確保の実践

- (1) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置を講じて適切な管理を行います。
- (2) 当法人は、個人情報の保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を明確にし、必要な教育を行います。また、取引先等に対しても適切に個人情報を取り扱うように要請します。
- (3) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

4. 個人情報保護に関するお問合せ窓口

当法人が保有する個人情報について、ご利用者の皆様が「個人情報についての取扱いに関する同意」「個人情報の開示請求」「個人情報の訂正、削除、利用停止」に対する権利があります。これらについてのご質問やお問合せ、あるいは依頼については以下の窓口でお受けいたします。

受付窓口 こうほうえん各事業所 個人情報担当窓口

保健衛生について

1. お子様の体調不良時について

- (1) 38.0 度以上の発熱があった場合、登園を見合わせてください。
- (2) 発熱だけでなく下痢・嘔吐症状がある場合も登園を見合わせてください。
保育園では基本的に下痢・嘔吐が 2 度あればお迎えをお願いしていますが、クラスの感染状況や全身状態によっては 1 度でお迎えをお願いする場合もございますのでご了承ください。
- (3) 皮膚症状(湿疹・とびひ)目の症状(目やに・充血・腫れている)等の症状がある場合は受診後の登園をお願い致します。

2. 登園前の検温のお願い

登園前に必ず自宅で検温を行い、コドモンの【連絡帳】→【検温】に入力して下さい。
0 歳児クラスは、登園時にお部屋で検温しその後コドモンに入力して下さい。

3. 兄弟関係・家族の体調不良について

兄弟・保護者様の体調不良の際はできるだけ登園をお控えください。

4. 予防接種を受けた後の登園について

- (1) 接種後 2 4 時間は副作用が出やすい事と、保育園では安静の保持が難しいため 予防接種後の登園はできるだけお控えいただけますようお願い致します
- (2) 予防接種を受けた際には必ず「けんこうのきろく」に記載をお願い致します。

5. 健康診断・歯科検診・身体測定について

健康診断と歯科検診はそれぞれ年に 2 回行われます。結果は「けんこうのきろく」の個人カードでお知らせ致します。確認の押印またはサインをし、翌日担任にお返してください。0 歳児クラスから卒園するまでの 6 年間同じカードを使用致しますので、紛失しないようお願い致します。「けんこうのきろく」は個人ファイルに入れて保管致しますのでファイルに入れたまま返却してください。身体測定は毎月コドモンでいつでも見ることができますのでご確認ください。

保育園における食物アレルギーの対応について

保育園では、食物アレルギーをお持ちのお子さんが、安全・安心な園生活を送ることができるよう、平成23年3月に厚生労働省より「保育園におけるアレルギー対応ガイドライン」が作成されたことを踏まえ「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（以下生活管理指導表）をもとに「食物アレルギー生活管理表」を作成して対応することにしました。

安全性を重視した対応とするために、原因食物の完全除去対応を原則とします。

食物アレルギーがあり、医師の指示などにより、園生活において特別な配慮や管理が必要なお子さんには、以下のように対応していきます。

1. 生活管理指導表について

- (1) 医師の診断により食物の除去が必要な場合は、生活管理指導表を年1回提出してください（文書料は自己負担）。また、除去食品の変更があった場合にも再度提出をお願いいたします。
- (2) 食物アレルギーのためアナフィラキシーショックの可能性があります、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）が処方されている場合には、別途依頼書（文書料は自己負担）が必要になります。記入用紙は園に用意してあります。

2. 食事の対応について

- (1) 医師の診断により、完全除去食または代替食を実施します。
- (2) 毎月、家庭と園で献立表の確認をおこないます。
- (3) 除去内容により、除去食または代替食の実施が不可能な場合は、家庭から持参していただきます。
- (4) 園では、専用トレイ・食器や名札をつけるなど、食物アレルギーガイドラインにそって、間違いのないように配慮しています。
- (5) 除去が不要になった場合には、完全除去解除申請書を記入・提出していただきます。記入用紙は園に用意してあります。

3. 食物アレルギーの診断について

- (1) お子さんが大きくなるにつれて、食物アレルギーが改善したり、食品除去の程度が変更になったり、除去などの必要が無くなる場合もあります。変化が見られない場合でも、年に1～2回は受診して正確な診断を受けてください。

4. 生活管理指導表の取り扱いについて

緊急時の対応のため全職員で共有することが必要です。欄外の同意とサインをお願いいたします。目的以外には使用しません。

乳 幼 児 に 多 い 主 な 感 染 症

1. 登園許可書が必要な感染症

病 名	主 な 症 状	潜 伏 期 間	登 園 の め や す
インフルエンザ ※当面の間は必要なし	突然の発熱・全身症状（関節痛・下痢・嘔吐）呼吸器症状（咽頭痛・咳）	1～3日	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後3日間を経過するまで
百日咳	1～2週間で特有の咳発作になる 咳は夜間に悪化する	7～10日	特有な咳が消失するまで5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発熱・くしゃみ・結膜炎・発疹	10～12日	解熱した後3日間を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発熱・耳の下が腫れる・食べると痛い	14～24日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過しかつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発熱・発疹・リンパ節腫脹	14～21日	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう） 帯状疱疹	胸や腹背、全身へと水疱疹	11～21日	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱・結膜炎・咽頭炎（喉が痛い、赤い）	5～7日	主な症状が消失して2日間を経過するまで
結 核	発熱・咳・痰	28～42日	感染の恐れがなくなつたと判断してから
腸管出血性大腸菌感染症 （O-157等）	腹痛・下痢・血便	3日～8日	医師が感染の恐れがないと判断してから
流行性角結膜炎	眼瞼腫脹・異物感・目やに	5～12日	結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	眼瞼腫脹・異物感・目やに・結膜下出血	1～3日	医師が感染の恐れがないと判断してから
溶連菌感染症	発熱・咽頭痛・発疹	2～5日	解熱し抗菌薬内服を1日間を経過していること。ただし、治療の継続は必要
マイコプラズマ肺炎	風邪様症状・頑固な咳（解熱後も3～4週間咳が持続する）	14～21日	発熱や激しい咳が治まっていること
ウィルス性肝炎	発熱・倦怠感・頭痛・黄疸	28～49日	肝機能が正常であること
感染性胃腸炎 〔ノロウイルス ロタウイルス アデノウイルス 等〕	発熱・嘔吐・下痢	1～3日	嘔吐下痢等の症状が治まり普段の食事が摂れること
細気管支炎 （RSウイルス感染症）	発熱・鼻汁・喘鳴・呼吸困難 （6か月未満の乳児は重症化することがあり注意が必要）	2～8日	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと

髄膜炎菌性髄膜炎	頭痛・発熱・痙攣・意識障害・ 髄膜刺激症状	2～4日	病状により、医者が感染の恐れがないと認めるまで
----------	--------------------------	------	-------------------------

2. 以下の感染症については、登園許可書は必要ありませんが医師の診断が必要です。

病 名	主 な 症 状	潜 伏 期 間	登 園 の め や す
ヘルパンギーナ	高熱とともに口内炎	2～7日	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）普段の食事が摂れること
手足口病	口内炎・手のひら足の裏に水疱	3～5日	
伝染性紅斑 （りんご病）	両頬に紅斑・四肢に網状の紅斑	10～20日	全身状態が良いこと
突発性発疹	3～4日高熱・解熱後発疹	約10日	解熱し全身状態が良いこと
アタマジラミ・水いぼ・伝染性膿痂疹（とびひ）その他の感染症については、医師の指示に従う			

保育園での与薬について

保育園では、原則として薬は預かりません。

やむを得ない場合に限り、保護者に代わって下記の薬を与薬します。

確実に行うために、次の事項について、ご協力をお願いします。

1. 預かる薬について

医療機関から処方された薬であること、家庭で服用して副作用がないもので、以下の薬に限りです。（保護者の判断による薬は預かりません）

- ・食物アレルギー内服薬
- ・塗り薬（保湿剤）
- ・抗けいれん剤座薬
- ・アドレナリン自己注射薬（エピペン®）

2. 必要な提出書類

- （1）医師の指示書、診断書、食物アレルギー生活管理指導表のいずれかを1年に1回提出してください。
- （2）依頼者：食物アレルギー内服薬、塗り薬は与薬する時に提出してください。
抗けいれん剤座薬、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）は、薬を預ける時に提出してください。
また、園で使用した場合は、新たに提出してください。
- （3）薬の説明書（薬剤情報提供書など）の原本をコピーさせていただきます。
※与薬内容の変更、与薬が中止の場合は、その都度提出してください。

3. 薬の取り扱い

- （1）《食物アレルギー》
 - ① 当日分のみ持参で薬袋には名前を記入し、職員に預けてください。
 - ② お迎え時には、必ず予約チェック表の与薬者名を確認してください。
 - ③ 薬の空袋は毎日お返しします。
- （2）《塗り薬（保湿剤）》
 - ① 塗り薬の容器には名前を記入し、職員に預けてください。
 - ② お迎え時には、必ず与薬チェック表の与薬者名を確認してください。
 - ③ 塗り薬は毎日お返しします。
- （3）《抗けいれん剤座薬》
 - ① 1回分（1個）のみ持参で、薬には名前を記名し、職員に預けてください。
 - ② 症状がある場合は、保護者の方に連絡しますので、すみやかにお迎えをお願いします。
 - ③ 原則として、使用する場合は必ず保護者の方の承諾を得てから行います。

(4) 《アドレナリン自己注射薬（エピペン®）》

- ① 毎日、登園時に職員に手渡してください。
- ② 症状がある場合は、保護者の方に連絡しますので、すみやかにお迎えをお願いします。
- ③ 症状によっては、エピペン®を使用するとともに、救急車で医療機関に搬送します
- ④ 原則としてエピペン®は、使用しない場合でも毎日返却します。また、使用期限の確認をお願いします。

※アナフィラキシーショックなど病状の変化や、薬の副作用による異常が見られる場合もあるので、緊急連絡先を明確にしておいてください。

令和7年度
キッスタウン下落合保育園



キッズタウン下落合保育園

保育理念

- ・子どもも保護者も職員も自己肯定感をもち、健やかに育ち合える保育園を目指します

保育方針

- ・0歳児から就学前までの子どもたちが、総合的に行う保育・教育を受け、「生きる力の基礎」となる意欲や体力、人と関わる力、学びの芽を身に付けていきます
- ・子どもを真ん中に、ご家庭、地域の方、職員が手を携え、協働をし、共育を進めます

保育・教育目標

豊かな心をもち 明るく元気な子ども

よく遊ぶ子

(体)

やさしい子

(徳)

よく考える子

(知)

《保育・教育の上で大切にしたいこと》

- *子どもが安心して過ごせる環境を整え、主体的に遊びが展開できるように、保育・教育の連続性を大切にします。
- *子どもたちと目と目を合わせ、話を聴き、気持ち、心を受け止め、成長を見守ります。
- *季節感を感じられる自然環境や、全身の感覚を働かせて感じ取れる環境を工夫していきます。その中で、興味・関心を深め、豊かな感性や創造力を育みます。
- *好きな絵本や物語を読み聞かせ、想像する力や、表現する力を高めます。
- *子どもたちは、友だちと協働をし、協力をし合い、共感をし、時には自分の思いが通らない葛藤をしながら、いろいろな体験をする中で学習へと繋げていきます。そして、考える力をつけ、自分は必要とされている、大切にされているという自己有用感、自分が大好きという自己肯定感を育みます。

《令和7年度の行事日程》

月	日	行 事	保健関係
4	7 (月) 19 (土)	進級・新入祝い会 ☆クラス保護者会	春季健康診断
5	15日(木)	LaQ(ラキュー)博士来園(4・5歳児)	歯科検診・春季健診
6	24(火)	プール開き 保育参観月間	春季健康診断
7	5 (土) 14 (月)	☆なつまつり (全クラス)・七夕 ゆり〜とと遊ぼう！	
9	1 (月) 4 (木) 12 (金)	☆防災訓練 (引き渡し訓練) プール終い ◎敬老の日の集い(5歳児クラス)	
10	6 (月) 18 (土) 29 (水) 30 (木)	十五夜お団子作り (5歳児クラス) ☆運動会 (2・3・4・5歳児クラス) ☆親子芋ほり遠足 (5歳児クラス) ☆親子芋ほり遠足 (4歳児クラス)	秋季健康診断
11	5 (水) 11 (火)	3歳遠足 4,5歳遠足	歯科検診・秋季健診
12	6 (土) 25 (木)	☆おたのしみ会 (3・4・5歳児クラス) わくわく会	秋季健康診断
1	9 (金)	新年子ども会	
2	3 (火) 4 (水) 5 (木) 14日(土)	節分 作品展 ☆クラス保護者会	
3	3 (月) 13 (金) 17 (火) 18 (水)	ひなまつり ☆卒園式 (5歳児クラス) 3歳遠足 4,5歳遠足	

*毎月、身長・体重測定をおこないます。

*毎月、多様な避難訓練をおこないます。

*毎月、誕生会をおこないます。

*☆印は、保護者の皆様に、出来るだけ参加をしていただきたい行事です。

*◎敬老の日の集いは、5歳児クラスの祖父母の皆様をお招きする予定です。

*行事は変更になる場合がありますので、ご了承ください

不適切保育ゼロ宣言

～ 不適切保育ゼロを目指します！ ～

- 一、私たちは、子どもの人権・人格を尊重し「不適切な保育」を行わない事を誓います。
- 一、私たちは、「不適切な保育」を目にしたときはその場で注意を促します。
- 一、私たちは、「不適切な保育」ゼロを実現するために継続的な教育研修を行います。

2021年9月25日

社会福祉法人 こひろいん

